

平成 15 年度農産物信頼確保事業

有機 JAS 認定検査員・判定員の技術向上セミナー サブテキスト

(有機農産物検査判定に関する Q&A 集)

第 1 版

平成 15 年 6 月

特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会

はじめに

この冊子は、農産物信頼確保事業として開催される「有機農産物検査員・判定員技術向上セミナー」のサブテキストとして作成されたものです。講習は、検査員や判定員の登録をしているもののまだ経験が浅く検査や判定に慣れていない方を対象にしています。

有機農産物の生産行程管理者の検査では、基本的に認定の技術的基準との適合性を確認することになります。しかし適合であるかどうかを確認するための方法は様々なものがあり、ひとつの方法に決まったものではありません。また登録認定機関によっては、認定業務規程を補完する検査マニュアルや検査規程によって、確認の方法が具体的に定まっている場合もあり、検査員や判定員に求められる確認方法も異なっています。実際の場面では、検査員や判定員は、原則として登録認定機関の検査マニュアルに基づき業務を行う必要があります。

今回の講習では、いずれの登録認定機関においても要求される基本的な検査手法を確認します。認定の技術的基準や JAS 規格にそって Q&A の形で作成しましたので、テキストとあわせてご活用ください。

また、このサブテキストでは、主に検査の手法について記載していますが、判定時にも共通する点が多いので、有効に活用できるものと思います。

この冊子における用語について

この冊子は、有機農産物の生産行程管理者の検査を対象にしています。使用する以下の用語については、特別な説明がなされていない限り、下記を意味しています。

用語	用語の意味	発行時期など
JAS 規格	有機農産物の日本農林規格	平成 12 年 1 月 20 日 農林水産省告示第 59 号
認定の技術的基準	有機農産物の生産行程管理者の認定の技術的基準	平成 12 年 6 月 9 日 農林水産省告示第 819 号
Q&A	有機食品の検査認証制度 Q&A	平成 12 年 11 月 農林水産省食品流通局品質課
認定業務マニュアル	有機農産物の生産行程管理者の認定業務マニュアル（改訂版）	平成 13 年 1 月 社団法人日本農林規格協会 - 有機食品検査指導要領検討委員会

以上の詳細は農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp>)または、社団法人日本農林規格協会(JAS 協会)ホームページ(<http://www.jasnet.or.jp>)にて入手可能です。

注)このサブテキストは、平成 15 年 6 月現在の情報を元に作成しています。今後、基準、規格、解釈の統一見解等に関して変更があったものについては十分留意願います。

検査・判定全般に関する事項

(問1) 検査員・判定員の役割は何でしょうか。

(答)

検査員：申請書類と現地検査により申請内容を確認し、事実を報告して適合性の評価を行います。

判定員：申請書類と検査報告書を用いて、適合かどうかの最終判断を行い、認定の可否を決定します。

検査員は、検査の際に基準や規格へ不適合な点の指摘を行うことはできますが、認定の可否について直接申請者に言及することはできません。

判定員は、申請者の提出した書類や検査員の報告書等に記載された内容を根拠とし、個々の事項について適合、不適合の評価を行います。これを通じて、申請者が法に基づいて生産管理ができる能力を有しているかどうか、また予定している製品が JAS 規格に適合するかどうかの判断を下し、認定の可否を決定します。

(問2) 検査員・判定員がしてはいけないこと(禁止されていること)は何でしょうか。

(答)

守秘義務：検査員は公務員に準じた守秘義務があります。例えば、自分が検査した生産者の情報を、本人に断りなく別の生産者の検査や公の場で話すこと(例：「 さんは、××肥料を使っていました」)は、してはいけません。

判定行為の禁止：検査員は自らが検査した生産行程管理者について、判定員として判定をすることはできません。これに関連し、検査の現場で、「認定が取得できる(またはできない)」という発言をすることはできません。

利害関係のある生産行程管理者の検査・判定の禁止：生産行程管理者と利害関係のある者が検査や判定を実施することは禁じられています。利害関係の例としては、当該生産行程管理者が親族であるとか、検査員や判定員が当該生産行程管理者の農産物を売買する流通業者である、過去に申請者のコンサルティングをしたことがある等が考えられます。検査員や判定員は認定機関から検査・判定を依頼された時、利害関係がある場合は、検査・判定を辞退しなくてはなりません。

コンサルティングの禁止：検査員の業務は、基準との適合性を確認するのが仕事であり、技術指導員ではありません。例えば次のようなことは認められない事例です。

- ・ 検査の現場で、特定の肥料や農薬等を推薦すること。
- ・ 自らの過去の経験・知識に基づき営農指導をすること。

- ・ 土壌分析検査について、特定の検査機関を推薦すること。
- ・ 検査の後、当該生産行程管理者とアドバイザー契約を結ぶなどして、検査後に検査料以外の報酬を生産行程管理者からもらうこと。

その他検査の業務範囲を超える行為の禁止：上記の他、検査と関係のない自らの仕事や趣味に関係する商品その他の営業活動等は、差し控えるべきです。たとえ本人はそのつもりでなくとも、申請者には圧力として捉えられ、不必要なことであっても対応しなくてはならないと考える危険があるからです。

(問3)生産行程管理者が、その認定の範囲内で加工を行ってよいのはどのような場合でしょうか。

(答)

生産行程管理者が、格付し表示することができるのは、「有機農産物」です。加工作業の結果としてできた最終製品が農産物であれば、生産行程管理者が作業し、その製品を格付することが可能です。

一方、最終製品が「有機農産物加工食品」であれば、どんなに小さな設備であっても製造業者の認定を取得しなければなりません。書類審査の際、生産する品目に加工食品が記載されていることがわかったら、その加工食品は生産行程管理者により格付できないことを指摘します。

例えば、Q&A の記載内容から次のようなことがいえます。

- ・ 精米は加工に当たらず、有機農産物に含まれるため、生産行程管理者により格付をすることが可能です。
- ・ 荒茶は本来加工に該当しますが、酵素による変色等を防ぐため茶の葉を直ちに加工することが多いことから、自らが加工をする場合は、生産行程管理者自身で格付することが可能です。

以上を含め、何が農産物であり、何が加工であるのかの詳細は、Q&A の問 79、問 83、問 84、問 122 を参照してください。

次の表は、生産行程管理者が自ら格付可能か、即ち認定申請の範囲として含めることができるかの事例をあげたものです。

最終製品または作業工程の例	生産行程管理者が格付できるか
精米設備を有し、精米を実施	
大豆のひき割り、半割り	
自ら生産する荒茶	
製茶	×
単に切断したダイコン	
切り干しダイコン	×

ブランチング処理した冷凍野菜	x
----------------	---

この他、判断に迷う食品が申請されている場合は、認定機関に判断を委ね、農産物か加工食品かを明確にしてから書類審査を進めます。

（問４）検査報告書には、どのような内容が書かれていなければならないのでしょうか。

（答）

検査報告書の様式としては、書類審査や実地検査で確認した内容や評価を、記述方式でまとめたものやチェックリストによるものが考えられます。どのような様式であっても、JAS規格への適合性や認定の技術的基準への適合性が説明されている必要があります。適合・不適合の評価を述べる場合、その根拠が述べられている必要があります。

（問５）判定員は、報告内容をどのように評価し、最終的な判断をくだせばよいのでしょうか。

（答）

判定員は、申請者から提出された書類と、検査報告書とその添付資料をもとに、基準のそれぞれの項目についての適合性の評価をします。検査報告書で示された適合性の評価は、どのような根拠に基づいているのか、その根拠が適切であるかを確認します。すべての必要項目が適合である（またはこれからの管理で適合可能である）と判断できた場合、認定と決定します。不適合な部分の改善が確認できないままでは、認定することはできません。

認定の技術的基準に関する事項

(生産及び保管に係る施設)

1 生産に係る施設

ほ場が有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「日本農林規格」という)第4条に規定するほ場等の条件に係る基準に適合していること。

2 保管に係る施設

日本農林規格第4条に規定する輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準に従った管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設を有すること。

(問6) 検査のとき、確認しなければならない施設(場所)にはどのようなところがあると考えられるでしょうか。

(答)

上記の認定の技術的基準に規定されている 生産に係る施設と、 保管に係る施設が、JAS規格に適合しているかを確認します。ですから、単に生産ほ場だけでなく、米の生産者が自宅で調製作業を行っている場合は、その場所など、収穫後農産物を通る工程の全ての施設を確認します。

また、JAS規格に適合した生産を実施しているかどうかを確認するという目的のためには、単に生産ほ場を見るだけでなく、堆肥場、育苗場所、資材置き場も、必要に応じて確認することになります。

また、一度認定をうけたあとの年次調査であっても、すべての関連施設が規格に適合しているかどうかの確認を毎年行わなければなりません。

(問7) 申請されたほ場が、申請書どおりの正しい位置に存在し、正しい面積かどうかを確認するためには、検査員はどのような情報をもとに何を確認すればよいのでしょうか。

(答)

認定業務マニュアルには、申請書及び図面との照合により「対象となるほ場の位置および面積が、申請書類記載内容と同様であるか確認する」とあります。

まず書類審査により、すべてのほ場図が提出されているかを確認します。そしてほ場ごとの面積がわかるように示されているかどうかを確認します。

現場での確認の方法は、いろいろあると思われます。認定機関がその方法を具体的に指示している場合は、その方法に従いますが、実地検査では最低限、次の確認が必要です。

- ・ 実際にはほ場を見て、ほ場図の形と実際の形とが異なっていないか、また周囲の様子を見て、図面に記載された周囲の様子と当該ほ場の位置関係が正しいかどうか確認する（異なっているとすれば、別のほ場を見ている可能性がある）。
- ・ ほ場の広さが、目視の範囲内で、申請されている広さと極端に違っていないか確認する（異なっているとすれば、別のほ場を見ているか、またはm²と反を勘違いするなど、広さの記載が間違っているなどの可能性がある）。申請と異なると思われる場合、その面積は申請者が実測したもののか、または区画図や登記簿等の公的書類の面積を転記したもののか等、記載の根拠を確認する。
- ・ 年次調査では、特にほ場番号や面積の変更(統合・分割・廃止などに伴うものが見られる)の確認する必要がある。

(問8)「JAS規格第4条に規定する輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装、その他の工程に係る管理の基準に従った管理を行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設」かどうかを判断するために、どのような情報を集める必要がありますか。

(答)

JAS規格第4条には、これらの工程について、非有機農産物の混合の防止、有害動植物の防除資材及び調製用資材の使用の制限、放射線照射の制限、薬剤汚染の防止の4つの規定があるので、これらについて管理できるだけの十分な広さおよび構造を有しているかどうかを確認します（このうち については問32、 については問33を参照）。

例えば、貯蔵施設を検査する際、申請者の生産量にみあった広さがあるかどうか、有機農産物と非有機農産物が明確に分別管理できるだけの余裕があるかどうかを推定し、評価をすることになります。

(生産行程の管理又は把握の実施方法)

- | |
|--|
| <p>1 生産行程の管理又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。</p> <p>(1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導</p> |
|--|

(問9)「生産行程の管理又は把握を担当する者が行う計画の立案及び推進」の実施項目について、検査員は具体的にどのような情報を集めればいいですか。

(答)

生産行程管理者の規模により収集する情報は様々です。例えば次のような情報が考えられます。

- ・ 年間（またはその作型にあわせた）の作付計画を示したものがあるか。

- ・ その計画は、生産行程管理責任者(生産行程管理担当者)が立案したもののか。
 - ・ 生産管理の状況を確認する体制(ほ場巡回の頻度など)が、定められているか。その確認は生産行程管理担当者によりなされているか。
 - ・ グループの場合は、研修会や講習会などをやっているか。
- 年次調査では、実際の管理状況や研修記録などを確認します。

(問10)「生産行程に生じた異常等に関する処置または指導」という項目については、検査員は具体的にどのような情報を集めればよいですか。

(答)

「生産行程に生じた異常等」の具体例としては、次のようなことが考えられます。

- ・ 生育状況が予想と異なるため、別表に規定されている資材を使用し、被害が広がるのを未然に防いだ。
- ・ あるほ場で、どうしても禁止物質を使用せざるを得なくなった(または使用してしまった)、あるいは隣接ほ場から禁止物質の汚染を受けたので、そのほ場だけ有機の登録からはずす必要が生じた。
- ・ 生育の悪い場所があって、その分の収穫は出荷しないことにした。
- ・ 収穫後、有機と非有機の収穫物を混ぜてしまった。

これらの対応について、生産管理をする生産行程管理担当者が、その判断にどのように関わることになっているか、書面または聞き取りにて確認します。これらは規程に記載しなくても構わない事項なので、書面になっていない可能性があります。その場合は口頭で確認し、適切な処理を行うことができるかどうかを評価します。

年次調査では、実際にそのようなことがあったかどうか、その場合の対応の内容について確認をします。

(生産行程の管理又は把握の実施方法)

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。(以下省略)

(問11)申請者が提示する内部規程が、「具体的かつ体系的」であるかどうかは、どのような根拠に基づいて判断しますか。

(答)

具体的であることの事例として次のようなことが考えられます。

- ・ 規程または規程の付属書類で、使用する資材名等が具体的名称で記載されていること。
- ・ 複数の作物があり、栽培方法が全く異なる場合(例、米と野菜、野菜と果樹など)は、

作物ごとに栽培方法が記載されていること。

逆に具体的でない例として、次のようなものが考えられます。

- ・ 認定の技術的基準や JAS 規格の文言をそっくり記載したもの。
- ・ 認定機関や市販の資料により提示されている規程の雛形をそっくり記載したもの。

体系的とは、内部規程に記載すべき7つの項目が、どこに書いてあるか、すぐにわかるようになっていることと考えられます。また、規程に付帯する文書や記録様式がある場合、それらが記載すべき7つの項目に、どのようなつながりになるのか整理された状態が望まれます(例;使用する資材や機械類が一覧表になっている、生産管理の記録様式が定まり、どのような記録をつけるのかが明確であるなど)。

(内部規程の項目)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(2) 肥培管理及び有害動植物の防除に関する事項(3) 生産に使用する機械及び器具に関する事項 |
|--|

(問12)非有機の栽培も並行して行っている生産者が、別表1及び別表2以外の資材を、有機の申請ほ場に投入もしくは持ち込んでいないかどうかを確認するために、集めなければならない情報にはどのようなものがありますか。

(答)

一人の生産者が有機と非有機の両方の生産を行っている場合、非有機のほ場に有機で使用が禁止されている物質(禁止物質)を使用または混入する可能性があります。このような場合は、禁止物質が有機ほ場に間違えて使用されたり、混入しないような対策が施されていないかもしれません。例えば、

- ・ その禁止物質は有機ほ場に混入されてはならないものであることを認識しているか。
- ・ 投入資材の管理は誰がどのようにしているのか。
- ・ 散布機などの機械が有機と非有機のほ場で使用される場合、機械に残留した禁止物質が有機ほ場や作物に混入することがないように管理されているか。

などを確認する必要があります。具体的な例としては、資材置き場での禁止物質の管理状況を見たり、資材の購入伝票や在庫管理表などで使用数量を見て、生産者の説明と一致しているかどうかを確認するなどがあげられます。

グループで構成する生産行程管理者の場合は、これらの管理方法が規程で定められ、そのとおりに管理されているかを検査で確認するという方法が適切だと考えられます。

(生産行程の管理又は把握の実施方法)

- | |
|--|
| <p>3 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。</p> |
|--|

(問13)内部規程に基づく生産行程の管理または把握を「適切に行なっている」かどうか、検査員はどのようにして確認すべきですか。

(答)

まず、生産行程管理者が「自らが作成した内部規程に沿って管理又は把握をしなければならぬ」と認識しているかどうか確認します。確認の方法としては例えば次のような方法が考えられます。

- ・ 規程を読みながら、栽培方法や作業内容が現状と相違ないかどうか確認していく。内容が抽象的な場合は、具体的にこの項目は何を意味しているのかを問いかける。
- ・ グループの場合、個々の生産者は自分が守るべき規程について十分把握していない事例もみられる。実際に作業する生産者一人ひとりが、各工程でどのような点を注意して生産管理しているのか、規程で示されている内容と矛盾がないか確認する。
- ・ 規程上に記載されている記録類が、実際につけられているかどうかを確認する。

認定申請時に提出される規程は、過去3年（転換中の場合1年）にわたって実施された栽培管理を反映したもので、その作業を記録したものがあはずです。ただし、作成された規程が、認定取得のために形だけ作ったような場合（例：他の生産行程管理者や参考書類を参照した場合）や、グループ内で新たに内部のルールを統一した場合などは、それまでの管理と乖離していることもありがちです。検査の際は、記録類や申請者への聞き取り、施設の観察などから規程との整合性を確かめていきます。

(問14)「当該記録の根拠となる書類」とは、どのようなものですか。

(答)

生産行程管理者の管理の方法により異なるので、一概に「この書類」と指定することはできません。例えば、大きな規模の生産行程管理者で、管理記録を1枚のまとめ表にしている場合、その表が各生産者の日誌からの転記に基づくのであれば、まとめ表が管理記録であり、日誌はその根拠書類となります。

しかし、個人の生産者で、日誌そのものが管理記録になっている場合もあります。肥料農薬等の資材の説明資料や購入伝票、種苗の有機証明、購入伝票、出荷伝票、契約書の類なども根拠書類に相当します。検査においては、まず生産行程管理者が、生産行程の「管理又は把握の記録」として何を設定し、「その記録の根拠書類」として何を設定しているか、つまりどの記録を3年以上保管しようとしているかを確認します。

そして、その書類から、申請者の生産管理方法がJAS規格に適合していると証明するのに十分であるかどうかの判断をします。

(生産行程の管理又は把握の実施方法)

4 内部規程の適切な見直しが定期的に行われること。

(問15)「内部規程の見直しが定期的に行われる」かについて、検査のときは、どのようにして判断しますか。

(答)

初めての实地検査のときは、規程はできたばかりですから、まだ見直しを行う段階ではありません。この場合、内部規程の見直しを定期的に行うルールが定められているかを確認します。ただし、内部規程の見直しは、規程に記載する必須項目ではありませんから、書面化されていない場合は、聞き取りにより確認します。

年次調査の場合は、ルールに従って見直しを実施しているか、見直しの結果不具合があった場合更新しているかどうかを確認します。

(格付の実施方法)

2 次に掲げる事項について、格付に関する規程(以下「格付規程」という)を具体的かつ体系的に整備していること。(以下省略)

(問16)格付規程が「具体的かつ体系的」であるかどうかは、どのようにして判断することができますか。

(答)

検査時にはまだ格付が行われていないため、実際の業務として確認することができませんが、「いつ」「だれが」「どこで」「どのような記録をみて」格付をするかについて明確に記載されていれば、具体的であると評価できます。検査員が格付規程を読んでみて、具体的な格付の場面がイメージできるかどうか重要です。

具体的でない例としては、次のようなものがあります。

- ・ 認定の技術的基準や生産行程についての検査の方法()の文言をそっくり記載したもの。
- ・ 認定機関や市販の資料により提示されている規程の雛形をそっくり記載したもの。

平成12年6月9日農林水産省告第830号

また、記録の方法が定まっていなければ、具体的であるとはいえません。

格付規程に記載すべき5項目が、どこに書いてあるかわかるようになっていれば、体系的であると言えます。また、格付のための生産行程の検査結果を、どのように記録していくかが不明確では、体系的とはいえません。

(生産行程についての検査の方法)

有機農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が同一の生産の方法によると認められる荷口(以下、「生産荷口」という。)ごとに、次に掲げるところにより行なうものとする。(以下省略)

(問17)「同一の生産の方法によると認められる荷口ごとに」実施されているかどうかを確認するために、検査員はどういうことに注意すればよいでしょうか。

(答)

格付規程では、どの単位で格付を行うことになっているのか確認します。

例えば、収穫後即出荷される青果物のような場合は、1日の収穫が生産荷口と考えられます。数日間かけて連続して収穫・調製を行う米のような場合は、連続した1つの調製単位が生産荷口となる場合が多く見受けられます。一般にはよく「ロット」という表現が用いられますが、荷口の単位は申請者が決定するもので、検査員はその状況に応じて確認していきます。(例えば、収穫された当該年度の米をまとめて1ロットと管理することもあります。また、複数の生産者の農産物を、収穫日ごとにまとめて一つのロットにするような場合には、そこに非有機農産物の混入などが発生していないか、生産行程の検査方法に工夫が必要です。)

(問18)生産行程の検査が適切な時期に、適切な方法で実施されているかどうかはどのような情報をもとに確認すればよいでしょうか。

(答)

格付規程が具体的であるかどうかの確認をするときに、格付の時期とその方法について注意します。

生産行程の検査は、出荷直前にすべての生産行程をさかのぼって検査しなければならないというわけではありません。あらかじめ検査できる部分は予備的に済ませておくことが効率のいい場合もあります。

例えば、収穫を間近に控え、これ以上、ほ場での作業を実施しないという段階になれば、収穫前のほ場の栽培内容を確認するタイミングとして適切であると考えられます。この確認が済んでいれば、生産行程の検査の一部が済んでいることとなります。あとは、出荷の都度、収穫してから出荷までの作業内容を確認し、格付を行うこととなります。

グループの場合、ほ場巡回の際に生産行程の検査をあわせて実施しておき、最終段階での確認作業を簡易にするなど、分業体制で望むという方法も考えられます。

格付は出荷前に実施する必要があるため、出荷後に生産行程の検査を実施したのでは、法律違反となります。

このような分業体制の場合は、格付規程に定められた生産行程の検査内容が、JAS 規格の全ての基準を網羅する手順になっているかどうかを確認します。

年次調査の場合は、規程どおりに生産行程の検査が実施されたかどうかをみます。具体的には、検査員が実地検査に行った際、記録の追跡をすることで評価します。規格への適合性を判断できるような記録になっていれば、必要な事項が網羅されていると認められます。

(格付規程の内容)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 生産行程についての検査に関する事項(2) 格付の表示に関する事項(3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項(4) 記録の作成及び保存に関する事項(5) 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項 |
|--|

(問19) 格付規程の内容が適切かどうかを確認するためには、どのような情報を集めればよいでしょうか。

(答)

例えば次のような内容が記載されているかどうかについて確認します。

- ・ (1)については、具体的に生産行程の検査を行うときに使う記録類の名称が示されているかどうか。
- ・ (2)については、どのように有機 JAS マークを表示していくのか(段ボールにプリントする、シールを貼る、袋に印刷するなど)が示されていると具体的になる。それらの受払簿または在庫管理表の作成について、また保管場所や保管方法などが明記されているのが望ましい。
- ・ (3)において格付後、しばらくの間保管をしてから出荷する場合には、「格付してから出荷まで」の間、汚染を受けていないかどうかを確認する手順があるかどうか。確認の結果、不適合が判明した場合に、その格付済みの品物に有機表示がある場合、有機 JAS マークと有機の表示を取り除く手順(=廃棄処分、一般品への転用など)の記述があるか。
- ・ (4)については、記録様式、記録者、記録場所、記録を保管する期間などが具体的であれば、よりわかりやすいものになる。
- ・ (5)で説明されている必要な事項というのは、具体的には、年次で行う格付実績の調査、農水省や消費技術センターから認定機関に要求された調査、不定期に行われる調査などが考えられる。認定機関から協力要請があった場合、対応することを規定しているか。

(格付の実施方法)

3 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが确实と認められること。

(問20)業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが「确实と認められる」かどうかについて、どのような情報を集めればよいでしょうか。

(答)

認定可能かを判断する時点では、まだ格付は行われていないので、将来「格付が適切に実施される」かどうかを検査・判定の時点で判断することになります。

認定業務マニュアルでは、面談などにより確認することとなっています。担当者に会い、格付規程についてどの程度理解しているか、聞き取りなどを行うなかで判断します。

この確認の方法の一例として、この規程に基づいて格付の練習(模擬格付)をしてもらうという方法があります。例えば模擬格付をやってみたところ、規程に記載されている記録が実在しないものであったなどの不具合がわかり、規程の修正を指摘する、ということが出来ます。この模擬格付の実施により、より実効性のある規程になると同時に、格付担当者も格付の方法の理解を深めることが出来ます。検査員や判定員にとっては、模擬格付の様子から担当者の理解度をはかり、修正後は適切に実施可能であるかの判断が容易になります。

年次調査においては、実際に格付規程どおりに実施されているかを、生産行程の検査記録、格付の表示に関する管理記録(JAS マーク数量確認記録)、出荷記録、不適合品の処分記録等の書類の確認により判断します。

(格付の実施方法)

5 名称の表示が日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが确实と認められること。

(問21)名称の表示が適切に行われることが「确实と認められる」ことを確認するためにどのような検査を行えばいいでしょうか。

(答)

これも前項の問18と同じです。認定後に「确实に行われるかどうか」を検査・判定の時点で判断するために、情報を集める必要があります。

そもそも、格付担当者が、JAS規格第5条に規定されている表示に関する基準を知っているか、そしてその内容を理解しているかどうかを聞き取りで確認します。第5条は次のような内容です。

(JAS 規格第 5 条 - 表示の方法)

次の例のいずれかにより記載すること。

- (1) 「有機農産物」
 - (2) 「有機栽培農産物」
 - (3) 「有機農産物」又は「 (有機農産物)」
 - (4) 「有機栽培農産物」又は「 (有機栽培農産物)」
 - (5) 「有機栽培」又は「 (有機栽培)」
 - (6) 「有機」又は「 (有機)」
 - (7) 「オーガニック○○」又は「 (オーガニック)」
- (注)「」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。

既に表示の方法が決定している場合には、ラベル、容器、包装又は送り状の表示が上記に準拠しているか、現物を見て確認します。

しかし、初めての検査の段階では表示方法について決定していないケースが多くみられます。まだ決まっていない場合には、どのような表示を行う予定か聞き取りします。その結果、上記(第5条)に準拠しているかを確認します。一般には、認定後に認定機関に表示サンプルを提出して判断を仰ぐという方法がとられています。検査員は、表示の確認を認定後に行うべきだと判断した場合は、報告書に記載し、判定時または認定後の確認事項として明確にしておきます。

まだ具体的な案がない場合や、予定を変更する場合には、決定次第(印刷手配の前がよい)認定機関に確認をとる必要性を認識しているか確かめます。

年次調査では、すでに有機の出荷が始まっているので、ラベル、容器、包装又は送り状の名称の表示が適切であるかどうか、可能な限り現物と照らして確認します。

(格付を担当する者の資格及び人数)

当該生産行程管理者が複数のほ場を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握するほ場の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上(以下省略)

(問22) 格付担当者が、「適切な人数」であるかどうかは、どのように検査しますか。

(答)

生産行程管理者の規模、農産物の種類、収穫後の工程などを確認します。

確認した条件を前提にして格付規程を読んでみて、実際にその人数で可能かどうか検討します。検査員自らが判断するとともに、生産行程管理者にこれで可能であると考えた根拠を聞き取りしてみます。

例えば、同じ日に生産者全員がばらばらに収穫・出荷するのであれば、1人の格付担当者では（出荷前の格付は）時間的に無理なのではないかと思われます。同様に、包装作業の場所が、数多くある場合(全ての生産者が自宅で包装作業する場合など)は、1人の格付担当者では物理的に無理だと考えられます。このような場合、格付担当者自身が実際の業務を想定できていない可能性があります。先にあげた模擬格付などを行いながら、その人数で格付が可能かどうかについて総合的に判断することになります。

格付担当者が複数の場合は、格付責任者が選任されていますが、その場合は責任者の業務内容について確認します。

JAS 規格第 4 条に関する事項

(ほ場等の条件)

ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬が飛来しないように明確に区分されていること。

(問23) 申請ほ場が「明確に区分されている」ことを確認するために、どのような情報を集める必要がありますか。

(答)

書類審査の段階で、ほ場図を見て、周辺から禁止物質が飛来しそうな情報が記載されているか(例：隣接地が慣行農法であるなど)、隣接地の間に区分がされていることの記載があるかを確認します。

現場のほ場確認では、ほ場と隣接する土地との間に何らかの仕切り(例、あぜや道、水路など)があるかどうかを確認します。

「農薬等が飛来しないように」明確に区分されていることの対策として、Q&A 問 85 では次のような事例が記載されています。

- ・ 慣行栽培するほ場との距離(をあげる)。
- ・ 道路等によるほ場の区分。
- ・ 防風ネットの設置。
- ・ 境界域での作物栽培等による緩衝地帯の整備(この緩衝地帯で申請者が収穫する場合は、有機農産物と区別されて管理されていることが必要)等。

当該ほ場が周辺から汚染される可能性があるかのリスク評価をした上で、上記のような汚染防止対策があるかどうかを確認します。さらにこれらが有効に機能しそうかどうかを評価します。リスク評価に当たっては、隣接ほ場での散布方法を考慮する必要があります。例えば果樹園で使用される防除車と手動加圧の散布機では影響が違ってきます。

また、航空防除が近隣で行われている場合には、使用禁止資材の飛来防止措置がとられているかを確認します。Q&A 問 87 では、次のように記載されていますので、それらの実施状況を確認します。

- ・ 地形や、風向きなどの条件下での適切な緩衝地帯が設けられているかどうか。
- ・ どのように航空防除がなされているか(の確認)。

こうした事例については、認定機関が独自に基準や方針を定めているケースがよくあります。検査や判定の際は、その基準に照らし合わせながら、必要な情報を集めて評価します(例：有人ヘリ使用の場合は m の距離が必要で、ラジコンヘリの場合は m の距離が必要であるなどの基準)。

(ほ場等の条件)

水田にあってはその用水に使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。

(問24) 慣行水田からの汚染の可能性があるかどうかを判断するために、検査員は何を確認すればいいですか。

(答)

Q&A 問 88 には、次のように記載されています。

- ・ 河川から直接取水した用水、井戸水、沼地から直接取水した用水を利用する場合には、使用禁止資材混入防止のための措置を講じる必要はない。
- ・ 慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、有機栽培ほ場に用水が流入する前に、浄化水田(注)に一時的に貯留するなどにより、有機栽培ほ場に使用禁止資材が流入しない措置を講じることが必要。

従って、提出された水系図、検査時の聞き取りと現場での観察等により、次のことを確認します。

- ・ 水源は何か。
河川から直接取水した用水、井戸水、沼地から直接取水した用水であれば、上記により、原則としてその後の確認は不要です(但し、汚染物質が明らかに混入する場合は確認の必要があります)。生活雑廃水が流れ込む水路が用水として使用されているような場合は、使用禁止物質が混じることがないかどうか注意して確認する必要があります。
- ・ 用水と排水が分離されているか。水源に特に問題がない上、用排水が分離されていれば、基本的に汚染はないものと思われれます。但し、用水の周辺で除草剤の散布がされているような場合もありますので実地検査で観察することは必要です。
- ・ 用水と排水が分離されておらず、慣行栽培ほ場を通過した水を用水として利用する場合は、使用禁止資材の混入の可能性がありえます。この場合は、混入を防止するためにどのような措置を取っているか、それは効果的であるかを確認します。
- ・ 必要な措置の例として、Q&A では、浄化水田の設置があげられています。しかし、これは、事例のひとつであり、それ以外にも措置の方法は考えられます。

(注：浄化水田とは、一般に、連続した有機の水田が存在する場合、非有機の水田から直接水が流れ込む最初の水田を緩衝用とし、その水田からの収穫物を有機として取り扱わないという方法をいいます。)

(ほ場等の条件)

多年生作物(牧草を除く。)を生産する場合にあってはその最初の収穫前に3年以上、それ以外の作物を生産する場合にあっては播種又は植付け前に2年以上(以下略)

(問25)「収穫前3年以上有機栽培」であるという基準を満たしているかどうか判断するために、検査員はどのようなことを確認すればいいですか。

(答)

申請時に、過去3年の栽培状況を記した記録が提出されているはずなので、書類審査により、JAS規格を満たしているか確認します。

ほ場を見る際には、明らかに禁止物質が使用された形跡がないかどうかを確認します。

尚、認定されたほ場については、その時点で過去3年以上が有機栽培であることが確認されているので、年次調査時には認定検査以降の記録を対象とします(記録の保管は3年間)。但し、年次調査時に新たに申請されたほ場がある場合やグループ内で生産者が増えた場合、その分については検査時と同様の確認をします。

使用資材の購入実績や保存状況等について、納品書等の書類による確認、倉庫における保管状況、使用禁止資材の利用目的を確認することも確認の方法として考えられます(認定業務マニュアル)。

なお、転換期間中のほ場については、上記と同様の内容を転換期間で定められた期間について確認します。

(ほ場等の条件)

開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていないほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないほ場において新たに農作物の生産を開始した場合にあっては播種又は植付け前1年以上(以下略)

(問26)「開拓されたほ場の場合、禁止物質が使用されていないかったこと」を検査員はどのように情報収集しますか。

(答)

開拓ほ場の場合、開拓前の所有者が誰であるか、どのような管理状態であったかについて、申請者が把握しているかどうか確認します。

以前の所有者が、過去JAS規格で禁止された物質を使用していなかったことを証明できるかどうかを確認します。例えばその所有者から、過去禁止物質を使用していない旨を記載した書面(誓約書)を入手するなどが考えられます。

(ほ場等における肥培管理)

当該ほ場等若しくはその周辺に生息若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のみを使用していること。

(問27)外部から肥料を購入して施用する場合、「ほ場の残渣や農場周辺で自給する堆肥などでは農地の生産力が維持増進できない」という基準に適合しているかどうかについて、どのように検査すればいいですか。

(答)

Q&A 問 95 には、維持増進できない場合とは、「作物の栄養成分の不足により、当該作物の正常な生育が維持できない場合をいう」とあります。

外部購入の肥料を使用することが通常となっている場合、内部規程には理由等が記載されていないことが多いと考えられます。規程に具体的な記載がない場合は、聞き取りで「作物の栄養成分の不足」をどのように申請者が判断しているかについて確認します。

例として次のような判断の根拠が考えられます。

- ・ 施肥計画を立てる際に、堆肥などからの肥料分の計算をして、明らかに作物の必要とする栄養成分が確保できないことが明らかである。
- ・ 土壌分析により、特定の栄養成分の不足が明らかである。
- ・ 作物の生育状況の観察記録があり、平年よりも養分欠乏の状況が確認されている。
- ・ 過去の慣習で、その作物に必要な施肥量がわかっていて、その分を過去伝統的に外部資材で充当している。

(問28)別表1に該当するかどうかを判断するために、検査員はどのような情報を集めなければなりませんか。

(答)

別表1をみると、ほとんどの資材は基準の欄に条件がついていることがわかります。これら条件は、肥料の保証票を確認しただけでは、その資材が適切であるかどうかの判断がつかないことが多いと考えられます。

従って、その条件を満たす資材であることを証明するには、生産行程管理者は、肥料会社により書面で原材料名や製造方法を記載して証明してもらう方法があります。

また自らが肥料作りをする場合や近隣の畜産農家から堆肥を譲り受ける場合は、その作り方を書面にしておく必要があります。

検査では、基準を満たした資材であることを、どのような方法で生産行程管理者が確認しているか、その方法は適切か、また実際に使用可能と判断された内容は適切か（不適合資材を適合と判断していないか）を確認します。

(ほ場に播種又は植付ける種苗)

ほ場等の条件の基準、(中略) その他の工程に係る管理の基準に適合する種苗を使用すること。ただし、通常の方法によってはその入手が困難な場合には、この限りではない。

(問29)「ほ場に播種又は植付ける種苗」の基準に適合する有機の種苗かどうかを確認するためには、どのような情報を集めなければなりませんか。

(答)

購入された有機種苗か、自家採種による有機種苗かにより確認の内容は変わります。

例えば認定業務マニュアルには、次のように記載されています。

- ・ 種苗の購入先、伝票、ラベル、説明書、パンフレット等によって有機農産物由来の種苗であることを確認する。
- ・ 自家採種の場合は、栽培方法、採取方法を確認する。

また、生産者自身が、種子消毒等なんらかの処理をしていないか、それが適切な処理方法かどうかの確認も必要です。

自家採種の場合は、栽培方法や採取方法が規程に示されていることが望ましいです。

(問30)有機の種苗を使用していない場合、「通常の方法では入手が困難である」かどうかを判断するのに、どのような情報を集めますか。

(答)

Q&A 問 98 には次のように記載されています。

- ・ 通常の方法とは、購入、譲渡、交換のこと。
- ・ 価格が著しく高い場合も、その程度によっては「通常の方法で入手困難な場合」に当たる

有機の種苗を使用していない場合は、「通常の方法で入手困難な場合」に当たる根拠を確認します。購入、譲渡、交換のルートを探したかどうか、購入可能な場合価格がどの程度であったかなどを聞き取りますが、これらが書面で保存されていれば、よりわかりやすい根拠となります。

現在の日本国内の一般的な状況では、自家採種かまたは有機生産グループ内での種苗の供給でない限り有機種苗の入手は困難で、商業ルートでは手に入りにくいのが現状です。

また、種子を採ることはかなりの技術が必要であり、自家採種に適さない品種（F1 など）もあります。自家採種をしていないからといって、すぐに不適合と判断する訳ではありません。

(ほ場等における有害動植物の防除)

農産物に急迫した又は重大な危険がある場合であって、耕種的防除、物理的防除又は生物的防除を適切に組み合わせる方法のみによってはほ場等における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2 に掲げる農薬のみが使用されていること。

(問31)別表2の農薬は、「農産物に急迫した又は重大な危険がある場合」に使用が認められ
ず。申請者が別表2の農薬を使用する(使用していた)場合、どのような情報を集めて適合かどう
かの判断をしますか。

(答)

Q&A 問 111 に次のように記載されています。

- ・ 近接したほ場又は当該ほ場内で、有害動植物が発生しており、又はこれまでの経験から発生が相当程度の確度で予測され、これを放置しておくると当該農産物に多大な被害が予測される場合をいう。

この項目も、「急迫したまたは重大な危険」がないにも関わらず、はじめから栽培計画に別表2の農薬を使用するように定めているようでは、この要件を満たすとはいえません。

検査では、病害虫が発生するとどのような状態になり、それを放置しておけばどうなるのかなど、生産行程管理担当者らに聞き取りを行い、彼らの判断基準(農薬を使用すると決断する根拠)を確認します。グループの場合、誰が判断することになっているのか、報告や確認の方法はどのようになっているかを確認します。

一方、「これまでの経験から発生が相当程度の確度で予測される」場合には、予防的な防除も考えられます。しかし、あくまでも耕種的、物理的、生物的防除を行った上での適用でなければなりません。検査の時は、それらを試みた結果であるかどうかを確認していきます。

作物によっては最終的に別表2に頼らざるを得ない状況がでてくることも考えられますが、予防的使用の場合の根拠は明確でなくてはなりません。

(輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理)

- | |
|---|
| 2 輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程においては、有機農産物以外の農産物が混合しないように管理されていること。 |
|---|

(問32)上記に記載されている工程において、有機農産物以外の農産物が混合しないような管理かどうかを確認するためには、どのような情報を集める必要がありますか。

(答)

作物の種類や各生産者により、収穫後の工程は千差万別で、いろいろな工程が考えられます。従って、収穫された後出荷されるまでにどのような経路を通るのかを、提出された資料や聞き取りによって十分に確認してから、それぞれの工程で非有機農産物の混合が起きないかどうかを確認しなければなりません。

リスクが想定される場面としては、 収穫時、調整時の使用機械を通じて混合しないか、 収穫場所から出荷のための作業場所へ輸送する間に取り違えを起こさないか。 作業場

所に持ち込む際の容器類の不適切な扱いで混合しないか、作業場所での作業は物理的、時間的に区分されているか、一時貯蔵・保管時に混合しないような措置がとられているか、別表3以外の調製用資材が使用されることはないか、などが考えられます。

認定業務マニュアルでは、次のような確認をするように記載されています。

- ・ 輸送方法が収穫物の区分けが明確になされている方法であるか。
- ・ ラベル、有機農産物専用箱などの活用により、混合防止の管理がなされているか。
- ・ 有機農産物を扱うコンベヤや、選別ラインは専用になっているか。(なっていない場合はどのように管理しているか。)
- ・ 収穫作業などの時間帯を区分しているか。
- ・ 緩衝地帯で収穫されたものを有機農産物と区別して取り扱っているかどうか。
- ・ 調製工程が専用になっているか。(なっていない場合は、どのように管理しているか。)
- ・ 貯蔵する場所を有機農産物以外の農産物と区分けしているか。
- ・ 保管施設については、有機農産物の荷口とそれ以外の農産物の荷口とを混合しないように区分されているか。
- ・ 荷口の識別ができるよう、札、ラベル等の標識で区分しているか。

(輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理)

4 生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

(問33)生産された有機農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されているかどうかを確認するために、どのような情報を集める必要がありますか。

(答)

これも前項の問32と同じように、各工程のうちどこで薬品の使用があり、どのようにその薬品からの汚染を防止する対策をとっているかを確認します。

リスクが想定される場面としては、輸送中のトラック内で薬剤の汚染をうけないか、作業場所、貯蔵・保管場所で汚染が考えられる薬剤を使用していないか(果物追熟用のエチレンや玉ねぎの芽止め剤の使用、穀物保管場所の揮発タイプの殺虫剤など)、調製工程等の機械類から汚染されないか、洗浄時の水には汚染源になるものは混入していないか、などが考えられます。

認定業務マニュアルでは、次のような確認をするように記載されています。

- ・ 各工程で実施される防虫防鼠対策と薬品使用の有無。
- ・ 調製に使う切断用具を専用に行っていることや洗浄していることなど。
- ・ 洗浄方法の確認。
- ・ 使用包装資材の確認。